

平成30年度  
埼玉県事業者向け  
CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金

[2次募集要領]

中小規模事業所用

平成30年9月

埼玉県環境部温暖化対策課

【お知らせ】

- ・本補助金の対象は「中小規模事業所」です。
- ・「中小企業ESCO事業補助金」は、この要領となります。

## 補助金の交付申請又は受給される皆様へ

本補助金については、本県の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

したがって、本補助金の交付の申請をされる方、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 本補助金の交付決定を通知する前において、工事に着手(発注等を含む)した設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 本補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済みの補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。

## 平成30年度1次募集との主な変更点

項目	平成30年度
対象者	●平成30年度埼玉県民間事業者向けCO2排出削減設備導入補助金交付決定事業者以外の民間事業者(埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日条例98号)第2条の規定に基づく中小企業者に限る。)
申請期間	●平成30年9月6日から平成30年9月28日
実績報告提出期限	●平成31年2月28日

## 【目 次】

1. 事業の概要	
(1) 目的	1
(2) 概要	1
(3) 事業の全体スキーム	1
(4) 事業のスケジュール	2
(5) 補助金の申請パターン例	3
[E S C O (エスコ) 事業の概要について]	4
[省エネルギー診断の受診について]	5
2. 内容	
(1) 補助対象者	6
(2) 補助対象事業所	6
(3) 補助対象事業	6
(4) 補助対象経費	7
(5) 補助率及び上限額	8
(6) 補助の条件	10
3. 申請	
(1) 募集期間	10
(2) 申請書類の提出	10
(3) 審査・選定	12
(4) 交付決定	12
4. 補助事業の実施	
(1) 事業の開始	12
(2) 事業内容等に係る変更	12
(3) 補助体操事業の状況報告	12
(4) 補助対象事業の中止・廃止	12
(5) 実績報告	13
5. 実績報告以後	
(1) 補助金額の確定、補助金の交付	13
(2) 交付決定の取り消し	13
(3) 導入効果の検証	14
(4) 補助金の経理	14
(5) 補助事業により取得した財産の管理	14
[本補助金と「埼玉県環境みらい資金融資」との併用活用のご案内]	15
[中小企業E S C O事業「マッチング支援」のご案内]	16
別表 1 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量（原油換算値）の算定方法	17
別表 2 導入設備の法定耐用年数	18
6. 申請書類作成要領	19

補助金交付申請書等の手続きの代行を、行政書士(法人も含む)に手続きの代理を依頼することができます。行政書士でない者が補助金申請書類作成の対価を得ることは、行政書士法違反となります。

## 1. 事業の概要

### (1) 目的

本県では、地球温暖化対策を推進するに当たり、中小企業を含め県内事業所における一層の省エネルギー化を推進し、企業のエネルギーコストの抑制を図り、環境に配慮した事業活動を促進しています。

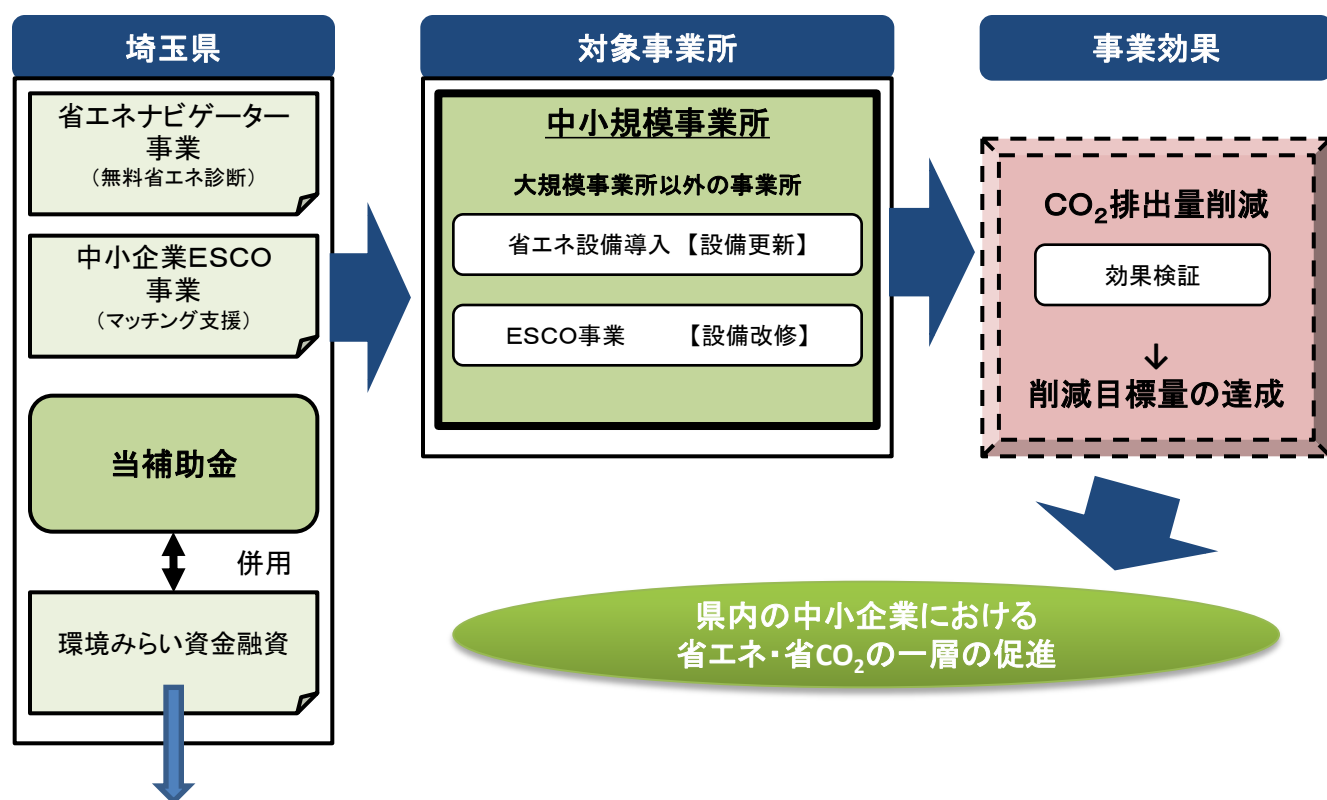
そこで、事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が県内に所在する事業所において実施するCO2排出量の削減に資する設備導入について、その費用の一部を県が補助し、自立的な省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減を支援するものです。

なお、本補助事業は、「埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金交付要綱」(以下「要綱」といいます。)に基づき実施する事業です。

### (2) 概要

埼玉県地球温暖化対策推進条例等に基づく目標設定型排出量取引制度において定める「大規模事業所」(エネルギー使用量が原油換算値で3年連続1,500キログラム以上の事業所)以外の事業所(以下「中小規模事業所」といいます。)を対象に、省エネルギー・省CO2に取り組むために必要なCO2排出量の削減に資する設備を導入する場合に、その費用の一部を県が補助します。

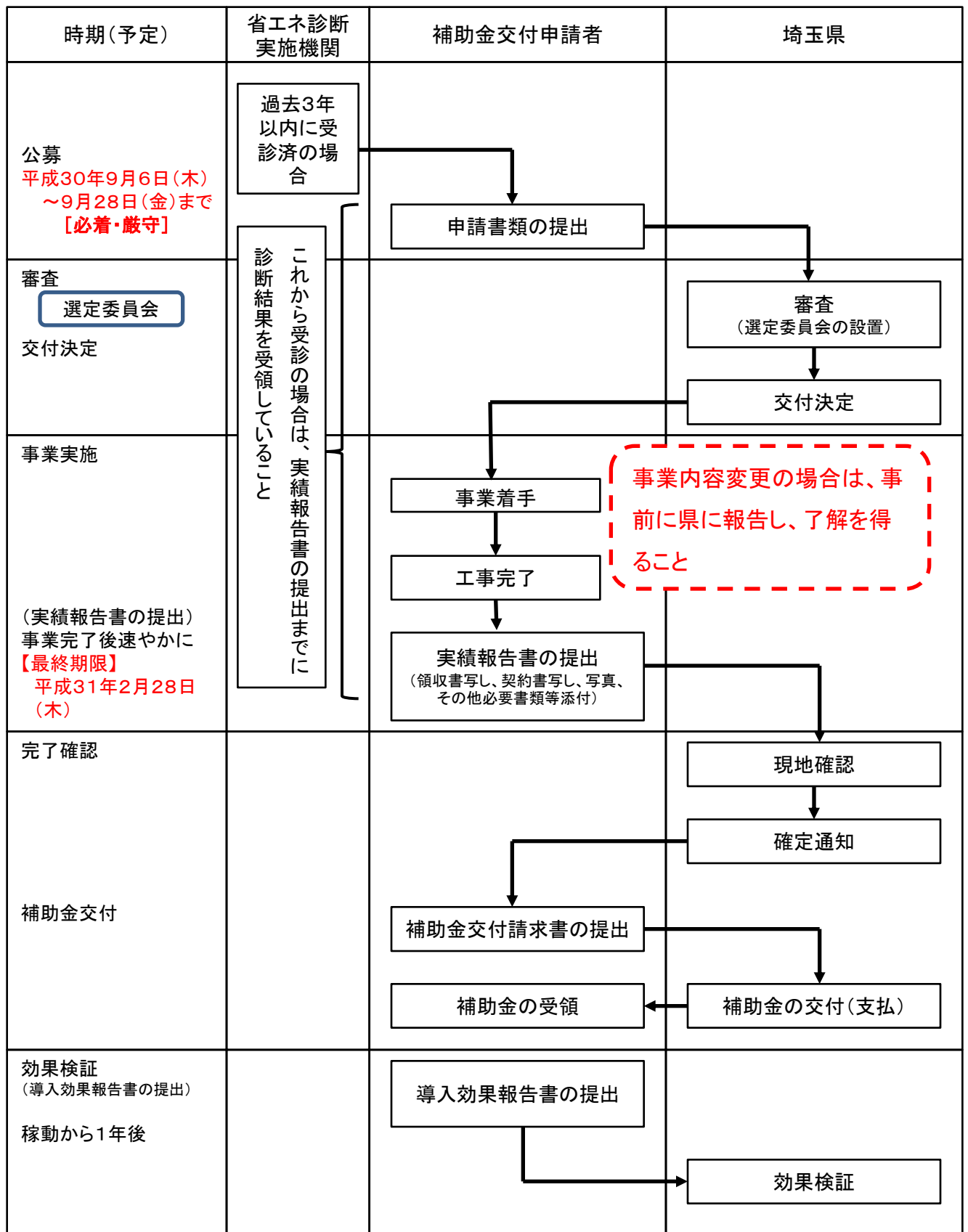
### (3) 事業の全体スキーム



#### 「環境みらい資金」

低利融資(年利0.3%、(信用保証あり0.01%))長期固定(7年又は10年)で、この補助制度と併用が可能ですので、御活用ください。

(4) 事業のスケジュール



(5) 補助金の申請パターン例

ア 省エネ設備導入事業

区分	補助対象事業	申請者	補助金交付先
①	民間事業者が行う省エネ設備導入	民間事業者	民間事業者
②	①で補助対象設備をリース会社が調達する場合	民間事業者とリース事業者の連名	リース事業者

イ ESCO事業

区分	補助対象事業	申請者	補助金交付先
③	ギャランティード・セイビングス契約	民間事業者とESCO事業者の連名	民間事業者
④	シェアード・セイビングス契約	民間事業者とESCO事業者の連名	ESCO事業者
⑤	③で補助対象設備をリース会社が調達する場合	民間事業者とESCO事業者とリース事業者の三者連名	リース事業者
⑥	④で補助対象設備をリース会社が調達する場合	民間事業者とESCO事業者とリース事業者の三者連名	リース事業者

ESCO事業について

- 本補助金における「ESCO事業」とは、Energy Service Company の略称で、対象となる事業所の省エネルギー化(CO2排出量の削減に資するものに限る。)に要する設備改修費用等を光熱費の削減分で賄う事業をいいます。
- ESCO事業実施に当たり、事業者とESCO事業者でESCO事業による効果の達成を保証する契約(パフォーマンス契約)を締結するものとします。

ESCO事業の対象範囲等について

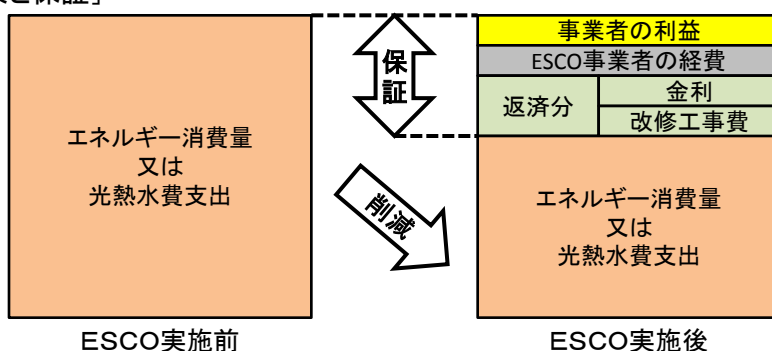
- 本補助金においては、削減された光熱水費をもって設備改修費用等の全額を賄えない場合であっても、事業者とESCO事業者との間で締結するパフォーマンス契約の範囲内であれば(当事者間の合意があれば)、補助対象事業とします。
- 設備改修に関し、本補助金においては、パフォーマンス契約における保証対象(エネルギー使用量や光熱水費など)は、特に問わないものとします。  
 ただし、当該設備改修によってCO2排出量の削減効果があるものとします。  
 なお、パフォーマンス契約においてCO2排出量の削減効果を必ずしも規定する必要はありません。  
 また、パフォーマンス契約におけるESCOサービス料については、本補助金額に相当する金額が減額されることを条件とします。

### ESCO(エスコ)事業の概要について

ESCO事業は、省エネルギー効果と費用対効果の両者を最大限引き出すためのサービスをESCO事業者が提供する事業です。ESCO事業者は、省エネルギー診断を行い、その結果から省エネルギー効果の保証を含めた省エネルギーに関する包括的なサービスを提供します。提供を受けた事業者は、省エネルギー効果(光熱水費の削減分)の一部をESCOサービス料としてESCO事業者を支払う仕組みです。

サービスの提供を受ける事業者とESCO事業者との間で「パフォーマンス契約」を締結します。契約により、もしもエネルギー削減量が保証契約値に達しなかった場合は、ESCO事業者がペナルティを支払い、サービスの提供を受ける事業者の利益は保証されます。

#### [省エネルギー効果と保証]



#### [ESCOの契約方式]

項目	ギャランティード・セイビングス契約 (自己資金型)	シェアード・セイビングス契約 (初期投資ゼロ型)
概要	事業者が改修工事費の資金調達を行います。 ESCO事業者は計画・設置した設備の省エネ効果を保証します。 事業者は省エネ効果を原資として資金回収を行い、ESCOサービス料をESCO事業者を支払う契約です。	ESCO事業者が改修工事費の資金調達を行います。 ESCO事業者は計画・設置した設備の省エネ効果を事業者に保証します。 事業者は省エネ効果を原資としてESCOサービス料を支払う契約です。
省エネルギー改修工事の 資金調達者・所有者	事業者	ESCO事業者
キャッシュフロー		

※説明文及び図表は、一般社団法人 ESCO推進協議会発行の「新版 ESCOのススメ」から転載(一部加工)したものです。

(注)上記は一般的なESCOの説明です。本補助事業では、ESCO事業を通じて温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の排出量が削減される事業が対象となります。

## 省エネルギー診断の受診について

本補助金の交付に当たり、年間エネルギー使用量(原油換算値)が100キロリットル以上の事業所については省エネルギー診断を受診するようお願いいたします。ただし、ESCO事業の場合は受診の必要はありません。

この受診については、2つの省エネ診断機関を指定しており、いずれも診断費用は無料となっています。

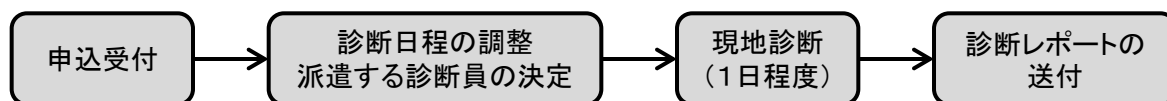
年間のエネルギー使用量(原油換算値)に応じ、下記のいずれかの機関に直接、お申し込みください。以下、指定する省エネ診断機関と診断の流れをご説明します。

### [指定する省エネ診断機関]

**ア エネルギー使用量(原油換算値)が年間1, 500キロリットル未満**  
(診断機関)埼玉県「省エネナビゲーター事業(無料省エネ診断)」  
(お問い合わせ先) 048-830-3021  
(URL) <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/shouenenavi.html>

**イ エネルギー使用量(原油換算値)が年間100~1, 500キロリットル未満**  
(診断機関)一般財団法人 省エネルギーセンター「無料省エネ診断」  
(お問い合わせ先) 03-5439-9732  
(URL) <http://www.eccj.or.jp/>

### [一般的な診断のながれ]



※1 申込受付後に事前ヒアリングや準備いただく資料を依頼します。

※2 申込状況などにより異なりますが、お申込みから診断レポートの送付まで、概ね2カ月程度要します。余裕をもってご計画ください。

### [本補助金との関連]

本補助金のスケジュールにおいて、省エネ診断を受診していただく時期は次のとおりです。

#### ① これから受診する場合

補助金の実績報告時に診断レポートの写しを提出をしてください。

この場合、補助金の交付申請までに省エネ診断の申込をしてください。交付申請までに申込ができない場合は、補助金の交付決定前までに申込を完了してください。

#### ② 過去に指定する2機関のいずれかで受診済の場合

補助金の交付申請の日から起算して過去3年以内に受診している場合、補助金の交付申請時に診断レポートの写しを提出してください。

(注) 受診済とは、省エネルギー診断実施機関から診断レポートを受領していることを指します。



## 2. 内容

### (1) 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象者」といいます。)は、次のとおり。

ア **平成30年度埼玉県民間事業者向けCO2排出削減設備導入補助金交付決定者以外の民間事業者**(埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日条例98号)第2条の規定に基づく中小企業者に限る。)

- ① 埼玉県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいる者。
- ② 法人県民税及び法人事業税(個人事業者の場合は、個人県民税及び個人事業税)を滞納していないこと。
- ③ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

イ 契約により、アと共同して本事業を実施する**リース事業者**又は**ESCO事業者**で、次の要件に該当する者。

- ① 補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約、パフォーマンス契約が締結されていること。
- ② 上記①の契約におけるリース料、ESCOサービス料について、補助金額に相当する金額が減額されていること(当該契約は、補助対象経費の増減に伴い見直しをすること)。
- ③ 当該補助金の条件の履行の責務を共同して負うこと。

### (2) 補助対象事業所

民間事業者が所有又は使用する、次に掲げる県内に所在する事業所。

**埼玉県目標設定型排出量取引制度における大規模事業所以外の中小規模事業所**

(注) 官公庁及びその他不相当と認める者は対象外とします。

(注) 大規模事業所は、県内に約600事業所あります。

県ホームページを参考としてください。 [http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/documents/dai1\\_torihiki.pdf](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/documents/dai1_torihiki.pdf)

### (3) 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」といいます。)は、補助対象事業所において、現在のCO<sub>2</sub>排出量を削減するために必要な設備整備事業とします。

#### ア 省エネ設備導入事業

省エネ設備導入事業の例
再生可能エネルギーの利用設備 (固定価格買取制度に基づく全量売電目的は対象外) 太陽光発電設備 バイオマス設備 など
既存設備の燃料転換による更新 ボイラーの都市ガスやLNG等への燃料転換 など
高効率省エネルギー設備への更新 照明設備や空調設備の高効率化 ヒートポンプ、コジェネレーション設備、インバータ制御等の導入 高効率熱源の導入 など
熱源の分散

#### イ ESCO事業

ESCO事業に基づく設備改修 (設備改修例は上記ア参照)

#### 【留意事項】

**導入設備は、償却対象資産に登録され、耐用年数期間中資産管理されるものを対象とします。**

(注1) 事業計画書内にて、現在のCO<sub>2</sub>排出量と対象設備導入後のCO<sub>2</sub>排出予測量との比較により、削減効果を算出していただきます。

(注2) 審査の都合上、CO<sub>2</sub>排出削減量の算出が困難なものは、交付申請できませんのでご了承ください。

CO<sub>2</sub>排出量の算定に当たり必要となる排出係数等については、別表1「温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量(原油換算値)の算定方法」によります。

(4) 補助対象経費

補助対象事業を行うために必要な経費のうち、次の経費を補助対象とします。

項目	省エネ設備導入事業	ESCO事業
機器費	機器費、必要不可欠な付属機器	
		改修後のエネルギー使用量に関する計測機器、エネルギー管理設備 (電気機器の台数制御や出力制御等を自動的に行う機能を有するもの)
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費等 (補助対象事業を行うために不可欠な工事の費用)	

**【対象外経費】**

補助対象事業を行うために必要な経費(総事業費)のうち、次の経費は補助対象外に区分すること

- ・撤去費、移設費、処分費
- ・工事費以外の経費(通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費)
- ・消費税及び地方消費税相当額

**次の経費は補助対象事業にはなりません**

- ・照明設備において灯具本体の更新を伴わない「光源単体」での導入
- ・照明の球替えなどの消耗品や部品交換などの修繕等
- ・過剰とみなされるもの、汎用性のあるもの、増設されるもの、予備若しくは将来用のもの
- ・本事業以外においても使用することを目的としたもの
- ・中古の設備の導入
- ・車両の購入
- ・土地の取得及び賃借に要する経費  
(一時的であって、補助対象設備工事の請負業者が施工上直接必要な賃借は除く。)
- ・居住用途に係るCO2排出削減設備
- ・再生可能エネルギー利用設備で、余剰売電相当分の経費(自家消費相当分のみ補助対象経費)

(注1) 補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分(施工含む。)がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象とします。

(注2) ESCO事業において、ESCO事業者が法定耐用年数期間の使用を保証するものについては光源単体での照明設備導入を補助対象とすることができます。

(5) 補助率及び上限額

補助率及び上限額は次のとおりとし、補助率による算出額と上限額のいずれか低い額が補助金交付申請額の上限となります。

ア 省エネ設備導入事業

補助率	上限額
補助対象経費の3分の1	500万円

省エネ設備導入事業は、他の補助金との併用は**不可**

イ ESCO事業

補助率	上限額
補助対象経費の4分の1	1,000万円

ESCO事業は、国の補助金等との併用**可**（埼玉県の他の補助金との併用は不可）  
 ただし、県補助金の額は、補助対象経費から国補助金等の額を控除した額の1/4以内。  
 また、県補助金の額は、国補助金等との合計が補助対象経費の1/2以内となる額。

(注1) 補助金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

(注2) 補助金の交付(支払)は、工事完了以後となりますのでご注意ください。

(注3) 応募状況により、予算額を超える場合には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのであらかじめご了承ください。

(注4) 上記イ ESCO事業で国の補助金等を併用する場合、国補助金等の申請前でも県に申請することは可能です。

**【留意事項】（ア、イ共通）**

**○ 補助対象経費の額が30万円以上の事業を対象とします。**

(例1) 総事業費 30万円、うち補助対象経費の額 20万円 → 申請不可

(例2) 総事業費 40万円、うち補助対象経費の額 30万円 → 申請可

**○ 費用対効果5万円以下の事業を対象とします。**

費用対効果 = 補助金申請額 ÷ (導入設備による年間CO2排出削減予測量  
 × 導入設備の法定耐用年数)

**○ 民間事業者が複数事業所を同時申請する場合、補助申請できる合計金額は次のとおりとします。**

ア 省エネ設備導入事業 : 500万円以内

イ ESCO事業 : 1000万円以内

※複数事業所を同時申請する場合は、事業所ごとに申請してください。

## 補助金額の算出例

### ア 省エネ設備導入事業

- (算出例1) ・総事業費 5,000,000円  
 ・うち補助対象経費 4,000,000円(機器費及び工事費)  
 ・補助金額の算出  $4,000,000円 \times 1/3 = 1,333,333円$  < 補助金の上限額 5,000,000円  
 ・補助金申請額の上限 **1,330,000円**(1万円未満切捨て)
- (算出例2) ・総事業費 20,000,000円  
 ・うち補助対象経費 16,000,000円(機器費及び工事費)  
 ・補助金額の算出  $16,000,000円 \times 1/3 = 5,333,333円$  > 補助金の上限額 5,000,000円  
 ・補助金申請額の上限 **5,000,000円**
- (算出例3) ・総事業費 350,000円  
 ・うち補助対象経費 250,000円(機器費及び工事費) < 補助対象経費の下限額 300,000円  
 ・**補助金申請不可**(補助対象経費が下限額未満)

### イ ESCO事業

#### (算出例1) 国補助金を併用しない場合

- ・総事業費 50,000,000円 うち補助対象経費 45,000,000円
- ・補助金額の算出  $45,000,000円 \times 1/4 = 11,250,000円$  > 上限額 10,000,000円
- ・補助金申請額の上限 **10,000,000円**(上限額)

#### (算出例2) 国補助金併用の場合

(注1) 県補助金の額は、補助対象経費から国補助金等の額を控除した額の1/4以内

(注2) 県補助金の額は、国等補助金の額との合計が補助対象経費の1/2以内

#### ◆ 国補助率1/3の例

- ・総事業費 50,000,000円 うち補助対象経費 45,000,000円
- ・国補助金(1/3) 15,000,000円
- ・補助金額の算出 補助対象経費45,000,000円－国補助15,000,000円＝30,000,000円  
 $30,000,000円 \times 1/4 = 7,500,000円$ ・・・①
- ・(国+県)補助対象経費の1/2＝45,000,000円/2＝22,500,000円  
 (県上限額) 22,500,000円－国補助15,000,000円＝7,500,000円・・・②
- ・補助金申請額の上限 **7,500,000円**(①と②は同額)

#### ◆ 国補助率が1/3を超える例

- ・総事業費 50,000,000円 うち補助対象経費 45,000,000円
- ・国補助金(定額) 20,000,000円
- ・補助金額の算出 補助対象経費45,000,000円－国補助20,000,000円＝25,000,000円  
 $25,000,000円 \times 1/4 = 6,250,000円$ ・・・①
- ・(国+県)補助対象経費の1/2＝45,000,000円/2＝22,500,000円  
 (県上限額) 22,500,000円－国補助20,000,000円＝2,500,000円・・・②
- ・補助金申請額の上限 **2,500,000円**(①は、②を超えているため)

## (6) 補助の条件

補助対象者は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 年間エネルギー使用量(原油換算値)が100キロリットル以上の事業所は、4. (5)実績報告までに、指定する機関による省エネルギー診断の受診に努めること(ESCO事業の場合は受診の必要はありません)。指定する省エネ診断機関は、[5ページ](#)をご参照ください。
- ② 補助対象者は、補助対象事業によるCO<sub>2</sub>排出量の削減効果の達成を約束するものとする。
- ③ 補助対象者は、補助対象設備の稼働後1年間の効果実績について、「導入効果報告書」(様式第5号)を稼働から1年後に提出しなければならない。
- ④ 省エネ設備導入事業は、補助対象となる設備導入に係る経費について、重複して本事業の補助金以外の一  
切の補助金又は助成金を受給してはならない。  
ESCO事業は、補助対象となる設備導入に係る経費について、重複して本事業の補助金以外の埼玉県の補  
助金又は助成金を受給してはならない(国の補助金等との併用は可能)。
- ⑤ 補助対象者は、補助事業に関する効果測定その他について、必要とする範囲内において、県による現地確  
認、報告、資料提供その他に協力すること。
- ⑥ 補助対象者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額  
及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備しなければならない。当該経  
理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ⑦ 補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手(発注等を含む)していないこと。
- ⑧ 税金(法人県民税及び法人事業税≪個人事業者:個人県民税及び個人事業税≫)の滞納がないこと。
- ⑨ 補助事業により整備した設備は、原則、法定耐用年数期間は財産処分してはならないものとします。  
※法定耐用年数:「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」による。

補助対象設備の法定耐用年数については、  
別表2「導入設備の法定耐用年数」をご参照ください。

## 3. 申請

### (1) 募集期間

補助金の交付申請の受付期間は、次の期間内に申請に必要な書類を提出していただきます。

**平成30年9月6日(木)～9月28日(金)まで [必着・厳守]**

### (2) 申請書類の提出

申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。  
提出の方法は、郵送又は持参により提出していただきます。

※ 交付申請書は宅配便やメール便等、郵送以外の方法では受け取ることはできません。日本郵便のサービスであつても、信書を送付することができない「ゆうパック」、「ゆうメール」、「ポストポケット」での送付は、受け取ることはできません。



[申請に必要な書類]

- ① 交付申請書(様式第1号) ※様式は埼玉県ホームページからダウンロードしてください。
- ② 事業計画書(様式第2号) ※様式は埼玉県ホームページからダウンロードしてください。
- ③ 見積書の写し(原則、2者以上。発行後3ヶ月以内のもので、代表者印等の押印のあるもの)
- ④ 導入予定機器のカタログ等
- ⑤ 現況設備(更新前)の写真
- ⑥ 図面(全体配置図、導入機器据付図、導入前後のエネルギー系統図)
- ⑦ 登記事項証明書(個人の場合は、営業届出済証明書等)(原本1部。発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑧ 法人県民税・法人事業税の納税証明書(原本1部。発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑨ 決算報告書の写し(直近1年分)
- ⑩ 省エネルギー診断結果報告書の写し(交付申請から起算して過去3年以内に指定された機関で受診している場合)
- ⑪ 賃貸借契約書の写し(対象事業所の所有者でない場合のみ) ※当該契約条項により承諾書を添付
- ⑫ リース契約書(案)及び料金計算書(案)(リースの場合のみ)
- ⑬ パフォーマンス契約に関する契約書(案)及び料金計算書(案)(ESCO事業の場合のみ)
- ⑭ 国の補助金等に関する書類の写し(ESCO事業で国補助等を併用する場合のみ)

- (注1) 上記のうち②事業計画書は電子データをEメールで提出してください。  
(注2) 上記⑦～⑨は、民間事業者、リース事業者、ESCO事業者それぞれが提出してください。  
(注3) 必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。  
(注4) 申請書類等は、本審査以外には使用しません。  
(注5) 必要書類への記載漏れや不備等のないよう、提出前に確認をお願いします。  
(注6) 申請書類は、必要に応じて修正をお願いする場合があります。  
(注7) 提出された申請書類等は、採択、不採択にかかわらず、原則、返却しません。

(留意事項)

- ・ 事業計画書の様式内に、現況設備(更新前)と導入設備(更新後)の比較によるCO2排出量の削減予測量を記載していただきます。
- ・ 実績報告書の提出最終期限は**平成31年2月28日(木)**となっていますので、事業スケジュール作成にはご留意ください。(実績報告書には、施工業者への支払完了を示す証拠書類(領収書等)を添付していただきます。)

※ 手続きを迅速に進めるため、交付申請書を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことをご確認いただきますようお願いいたします。

※ 申請書等の提出書類は、修正液、修正テープ等を使用したものは受理できません。書き損じの場合は、訂正印を押印の上、書き直してください。

(提出いただいた申請書等は、書類の不足や記載内容の不備等を確認をした上で、不足・不備等がないものを受理し、審査手続きへと進みます。不足・不備等があった場合には、不足・差し替え書類の追加提出や、県担当者が電話等で確認した上で補正等を行う必要がありますので、申請書が受理されるまでに時間がかかります。)

県ホームページ: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/h30-2co2hojyo.html>

(提出先)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当  
電話 048-830-3021 FAX 048-830-4777  
Eメール [a3030-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3030-04@pref.saitama.lg.jp)

### (3) 審査・選定

審査は、申請書類による書面審査により行います。書類審査を行った後、外部有識者による選定委員会の審査を経て、予算の範囲内で採択の可否を決定します。

[選定委員会の開催] 平成30年10月に開催を予定しています。

選定に当たっては、次の事業を優先します

- ・「費用対効果」の高い事業（費用対効果については、次によるものとします）  
：費用対効果＝補助金申請額÷（導入設備による年間CO2排出削減予測量×導入設備の法定耐用年数）
- ・ESCO事業
- ・年間CO2削減量の多い事業

(注1) 審査の経過、選定委員会等に関するお問い合わせには、応じかねますのであらかじめご了承ください。

(注2) ESCO事業の優先度は申請状況に応じて調整することがあります。

### (4) 交付決定

審査・選定の結果に基づき、予算の範囲内で補助金の交付決定をした補助対象者（以下「交付決定者」といいます。）に、交付決定通知書を送付します。

交付決定に当たっては、必要に応じて、申請内容の修正や条件を付して交付決定を行う場合があります。なお、不交付のときは、不交付決定通知書を送付します。

(注) 交付決定した補助金額は、補助金交付の限度額を示すものとなります。

## 4. 補助対象事業の実施

### (1) 事業の開始

交付決定者は、交付決定通知日以後、速やかに工事に着手（発注を含む）していただきます。

(注) 交付決定通知日以前に工事に着手した場合は、補助事業の対象外となりますので、ご注意ください。

### (2) 事業内容等に係る変更

交付決定者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費、事業者名、代表者、住所等）が発生する見込みとなった場合には、**独自に判断せず、速やかにその内容を県に報告し、県の指示に従ってください。**

**なお、事前相談を行わなかった場合や指示に従わない場合等は、変更箇所が補助対象外となったり、交付決定の取消となることもあります。**

(注1) 補助事業の変更を承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付す場合があります。

(注2) 補助対象事業の変更後の補助対象経費の額が30万円未満となる場合や費用対効果が5万円を超える場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

### (3) 補助対象事業の状況報告

必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。

この場合、「補助事業遂行状況報告書(様式第10号)」及び「実施状況報告書(様式第11号)」を提出していただきます。

### (4) 補助対象事業の中止・廃止

交付決定者は、交付決定者による事情により補助対象事業の中止・廃止をしようとする場合は、「変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)」及び「変更(中止・廃止)事業計画書(様式第8号)」を提出し、承認を得てください。

## (5) 実績報告

交付決定者は、工事が完了し、かつ、施工業者への支払いが完了したときは、速やかに「実績報告書(様式第12号)」を提出してください。この場合、次の書類を添付してください。

**【提出時期】: 工事完了かつ支払完了後、速やかに(概ね30日以内)提出すること  
最終提出期限は平成31年2月28日(木)[必着・厳守]**

### [添付書類]

- ① 事業実績書(様式第13-2号)
- ② 決算証拠書類(施工業者への支払いが確認できるもの)、納品書
- ③ 工事請負契約書又は工事注文請書の写し
- ④ 補助事業の実施を示す写真(施工中・施工後)
- ⑤ 省エネルギー診断結果報告書の写し(補助金交付申請以後に受診した場合)
- ⑥ リース契約書及び料金計算書(リースの場合のみ)
- ⑦ パフォーマンス契約に関する契約書及び料金計算書(ESCO事業の場合のみ)
- ⑧ 補助対象設備に関する資産台帳の写し(実績報告提出時点で資産登録が完了している場合)
- ⑨ 国の補助金等に関する書類の写し(ESCO事業で国補助等を併用する場合のみ: 実績報告提出時点で国補助等が確定している場合)

(注1) ②決算証拠書類は、領収書の写しなど支払いが完了していることを示す書類とします。なお、手形等による支払いの場合は、施工業者が領収した日が完了日となりますのでご注意ください。

(注2) 実績報告における補助対象経費の額が30万円未満となる場合や費用対効果が5万円を超える場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

(注3) ⑧資産台帳の写しは、実績報告書提出時点で資産登録が完了していない場合は、実績報告書の提出を優先することとし、資産登録が完了次第、すみやかに提出してください。

(注4) ⑨国補助金等書類の写しは、実績報告書提出時点で国補助等が確定していない場合は、実績報告書の提出を優先することとし、国補助等が確定次第、すみやかに提出してください。

## 5. 実績報告以後

### (1) 補助金額の確定、補助金の交付

4. (5)実績報告の提出後、実績内容を審査し、現地確認を経てから「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定者は、当該通知の受領後、「補助金交付請求書(様式第15号)」を提出してください。

(注1) 補助金の交付は、精算払いとなります。

(注2) 補助金の交付は、口座振替によりお支払いします。補助金交付請求書には、振込先の口座内容の分かるもの(通帳等の写し)を添付いただきます。

(注3) ESCO事業で国補助等を併用する場合、原則として国等補助金額の確定後に県の補助金額の確定を行います。

### (2) 交付決定の取り消し

次のような場合には、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ① 補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③ その他、当該補助金交付要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき



### (3) 導入効果の検証

交付決定者は、「導入効果報告書(様式第5号)」を導入設備の稼働後1年後に提出していただきます。この報告により、補助対象事業の効果等を検証します。

交付決定者は、申請書類に記載されたCO<sub>2</sub>排出量削減効果を達成することとし、削減量が満たない場合は、さらなる運用対策等の実施に努めなければならないものとします。

\* 導入効果報告書は、対象事業所全体と導入設備単体の2区分により、月別のエネルギー使用量の実績量を導入前後の比較により作成していただきます。

(注) 提出時期が設備稼働後1年後となりますが、必ず提出してください。

### (4) 補助金の経理

交付決定者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

### (5) 補助事業により取得した財産の管理

交付決定者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

(注) 設備改修補助に関し導入された設備は、償却対象資産に登録され、耐用年数期間中財産管理されるものを補助対象としていることにご留意ください。

## 本補助金と「埼玉県環境みらい資金融資」との併用活用のご案内

\* 本補助金の補助対象事業について、別制度の「埼玉県環境みらい資金融資」との併用が可能です。

### 埼玉県環境みらい資金融資制度について

県で指定する温室効果ガス排出量削減対策等の環境問題に取り組むために必要な設備等資金について、金融機関からの資金調達を、県が低金利かつ長期固定により支援する制度です。

#### 【融資条件】

**平成30年度の融資利率は、年0.3%(信用保証付きの場合は年0.01%)の固定金利です。**

(注) 信用保証付きの場合は、別途信用保証料が必要となります。

[融資限度額] 1億5,000万円

[融資割合] 対象経費の100%以内。10万円未満切捨て。

※本補助金等他の収入額がある場合は、その額を除いた額となります。

[返済期間] 10年以内。ただし、融資額が3,000万円以内及び大企業は7年以内となります。

[返済方法] 1年以内据置可、元金均等月賦償還

[取扱金融機関] 県内に本・支店のある銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫で取り扱いが可能です。

[信用保証] 取扱金融機関との協議により、必要に応じて埼玉県信用保証協会の信用保証を付します。

[担保・保証人] 取扱金融機関(埼玉県信用保証協会)と協議して定めていただきます。

(注1) 融資利率は、金融情勢により変更になることがあります。

(注2) 融資に関し、県の認定審査のほか、取扱金融機関(埼玉県信用保証協会)による融資審査があります。その結果によっては、ご希望に添えないこともありますのであらかじめご了承ください。

#### 【必要書類】

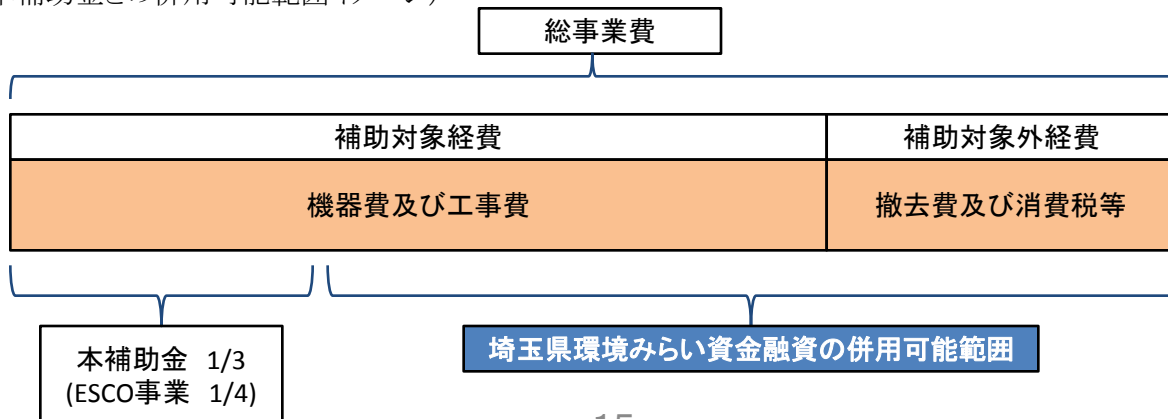
- (1) 借入申込書(指定様式・3部とも押印) ※県HPからダウンロードしてください。
- (2) 申込企業の事業実施に必要な行政機関からの許可書・届出の受理書等の写し
- (3) 融資対象設備の行政機関からの許可書・届出の受理書等の写し(必要な場合のみ)

#### 【本補助金との併用活用による特例】

通常、この他に必要となる「登記事項証明書」、「納税証明書」、「決算書の写し」、「工事見積書」、「図面」、「カタログ」、「CO2排出削減効果予測計算書」については、本補助金との併用の場合、免除します。

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/miraishikin>

(本補助金との併用可能範囲イメージ)



## 中小企業ESCO事業「マッチング支援」のご案内

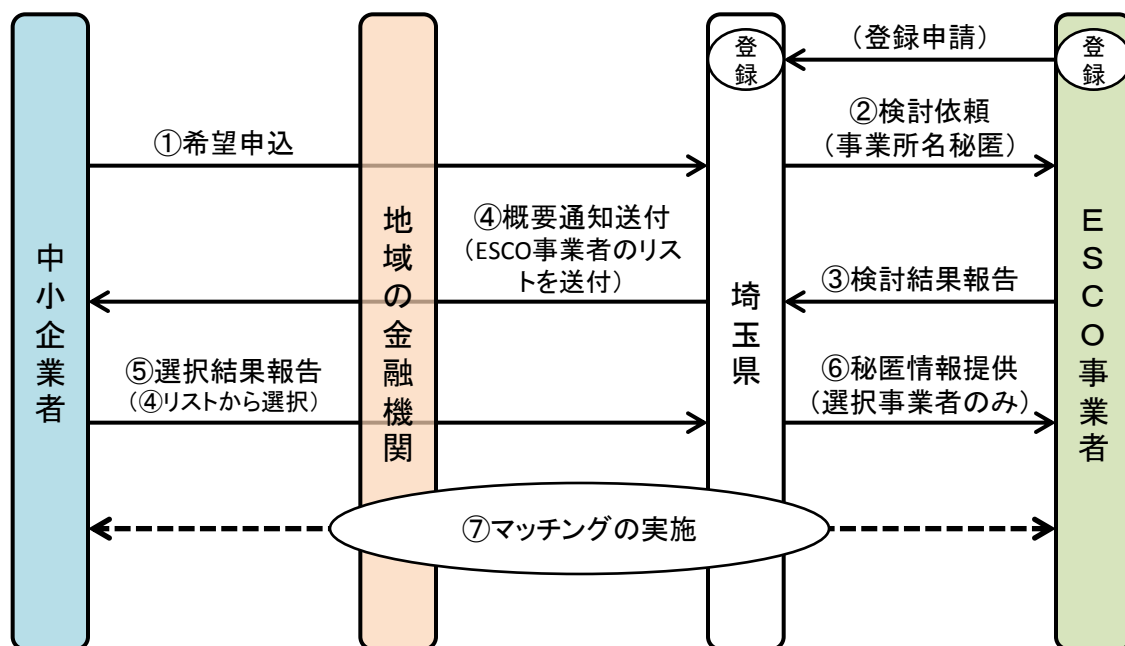
県では、中小企業ESCO事業の実施に当たり、中小企業者とESCO事業者をつなぐ仕組みとして、「マッチング支援」を実施します。

この支援については、金融機関にご協力いただきながら実施します。

(マッチング支援制度ご活用のメリット)

- ✓ 中小企業は、ESCO事業者の情報をあらかじめ確認したうえでESCO事業を選択することが可能です。
- ✓ 省エネ専門家であるESCO事業者が、中小企業者の事業所の状況をあらかじめ確認することで、国や県の補助制度のスケジュールに沿った事業計画の立案が可能です。
- ✓ 日頃よりお付き合いのある地域の金融機関を経由して手続きいただくことにより、融資のご相談を含めた事業計画の立案が可能です。

(主な流れ)



※地域の金融機関を経由しないで県に直接申し込むことも可能です。

マッチング支援HP: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sme-esco-syukai.html>

別表1 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量(原油換算値)の算定方法

申請書類内の「事業計画書(様式第2号)」の作成にあたっては、対象事業所における年間のエネルギー使用量(原油換算値)算定とCO2排出量の算定が必要となります。

算定については、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量算定ガイドライン」(平成27年3月 埼玉県環境部)に基づき算定します。

県ホームページ内にある「簡易版計算シート」を活用して算出してください。

ここでは、参考に「基本算定式」、「燃料の単位発熱量及び排出係数」、「電気、熱の排出係数」を以下に示します。

[基本算定式]

<直接排出(燃料の燃焼)>

$$\text{温室効果ガス(CO}_2\text{) 排出量} = \text{燃料等使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44 / 12^*$$

<間接排出(電気及び熱)>

$$\text{温室効果ガス(CO}_2\text{) 排出量} = \text{燃料等使用量} \times \text{排出係数}$$

※燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量(44)／炭素の分子量(12)を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

[燃料の単位発熱量及び排出係数] ※主なもののみ

燃料の種類		単位	単位発熱量	排出係数 [t-C/GJ]
灯油		KL	36.7 [GJ/KL]	0.0185
A重油		KL	39.1 [GJ/KL]	0.0189
B・C重油		KL	41.9 [GJ/KL]	0.0195
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	50.8 [GJ/t]	0.0161
	石油系炭化水素ガス	千Nm <sup>3</sup>	44.9 [GJ/千Nm <sup>3</sup> ]	0.0142
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	54.6 [GJ/t]	0.0135
	その他	千Nm <sup>3</sup>	43.5 [GJ/千Nm <sup>3</sup> ]	0.0139
都市ガス	13A:45 MJ/m <sup>3</sup>	千Nm <sup>3</sup>	45 [GJ/千Nm <sup>3</sup> ]	0.0136
	13A:43.12 MJ/m <sup>3</sup>	千Nm <sup>3</sup>	43.12 [GJ/千Nm <sup>3</sup> ]	0.0136
	13A:46.04 MJ/m <sup>3</sup>	千Nm <sup>3</sup>	46.04 [GJ/千Nm <sup>3</sup> ]	0.0136
	12A:41.86 MJ/m <sup>3</sup>	千Nm <sup>3</sup>	41.86 [GJ/千Nm <sup>3</sup> ]	0.0136
	6A:29.30 MJ/m <sup>3</sup>	千Nm <sup>3</sup>	29.30 [GJ/千Nm <sup>3</sup> ]	0.0136

[他人から供給された電気、熱の排出係数]

区分	単位	排出係数
電気 (東京電力からの購入はこの係数を用います)	千kWh	0.495 [t-CO <sub>2</sub> /千kWh]
熱	産業用蒸気	0.060 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]
	産業用蒸気を除く蒸気・温水・冷水	0.057 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]

## 別表2 導入設備の法定耐用年数

申請書類内の「事業計画書(様式第2号)」の作成にあたっては、補助対象設備の法定耐用年数が必要となります。耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)」によるものとします。

財務省HP: <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html>

ここでは、参考に当該省令の「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」、「別表第二 機械及び装置の耐用年数表」の一部で事例の多い導入設備を以下に示します。

## [別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表]

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kW以下)	13
		その他のもの	15

## [別表第二 機械及び装置の耐用年数表]

設備の種類	耐用年数(年)
食料品製造業用設備	10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
繊維工業用設備	3 又は 7
木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	8
家具又は装備品製造業用設備	11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
印刷業又は印刷関連業用設備	4 又は 7 又は 3 又は 10
化学工業用設備	5 又は 4 又は 8
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	8
ゴム製品製造業用設備	9
鉄鋼業用設備	5又は9又は14
非鉄金属製造業用設備	11又は7
金属製品製造業用設備	6又は10
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	6又は5又は8
電気機械器具製造業用設備	7
情報通信機械器具製造業用設備	8
輸送用機械器具製造業用設備	9
その他の製造業用設備	9
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8

※上表は、一部抜粋したものです。本表にないものや耐用年数が複数あるものは省令をご参照ください。

## 6. 申請書類作成要領

申請書類はA4サイズ(大きいものは折りたたむ、小さいものは台紙に貼るなどしてサイズを統一してください。)とし、次の順序で揃えてください。

書類一式は、A4ファイル綴じとするか、左側をダブルクリップで綴じてください。また、書類の番号を記入したインデックス付の中仕切りを挿入してください。

[提出部数] 正本1部を提出してください

順序 (番号)	書類	説明
①	交付申請書(様式第1-1号)又は(様式第1-2号)	代表者印を押印
②	事業計画書(様式第2-1号)又は(様式第2-2号)	電子データも提出
②-1	CO2削減予測量の算定根拠資料 (任意様式)	②で別添とした場合に提出
②-2	導入前後の比較図	
③	見積書の写し(原則、2者以上) (発行後3ヶ月以内のもので、社判の押印のあるもの)	見積書の内訳は、補助対象経費と補助対象外経費が分かるようにしてください
④	導入予定機器のカタログ等	機器型番、消費電力量等がわかるもの
⑤	現況設備(更新前)の写真	設備の全景、型番、できる限りすべての機器の写真
⑥	図面 (全体配置図、導入機器据付図等)	配置図に導入機器の型番を記載
⑦	商業登記簿謄本(原本1部) ※1	中小企業者、リース事業者、ESCO事業者それぞれ提出する納税証明書は滞納がないことの証明書を添付。※埼玉県以外のリース事業者、ESCO事業者は、該当都道府県の納税証明書。
⑧	法人(個人)県民税・法人(個人)事業税の納税証明書(原本1部)	
⑨	決算報告書の写し(直近1年分) ※2	
⑩	省エネルギー診断結果報告書の写し (交付申請から起算して過去3年以内に受診している場合)	
⑪	賃貸借契約書の写し (対象事業所の所有者でない場合のみ)	当該契約条項により承諾書を添付
⑫	リース契約書(案)、料金計算書(案)	リースによる場合のみ
⑬	パフォーマンス契約書(案)、料金計算書(案)	ESCO事業の場合のみ
⑭	国の補助金等に関する書類の写し	ESCO事業で国補助等を併用する場合のみ

※1、個人事業主の方は、開業届を添付(マイナンバーは黒塗りにするなどし、見えないようにする)

※2、個人事業主の方は、確定申告の写しを添付(マイナンバーは黒塗りにするなどし、見えないようにする)

(注) 申請に当たっては、提出書類の不足や記載漏れなどがないよう、提出前に十分ご確認ください。

この募集要領に関するお問い合わせは

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

電話 048-830-3021 FAX 048-830-4777

E-mail [a3030-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3030-04@pref.saitama.lg.jp)

HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/h30-2co2hojyo.html>